ること。
d)　ITU-R では、空間技術が IMT に不可欠なものであると認識していること。
e)　WARC-92 は、第 5.388 号で現在では IMT と呼ばれる特定の移動業務に適合するための周波数帯を特定したこと。
以下に留意し、
a)　1885-1980MHz、2010-2025MHz 及び 2110-2170MHz の周波数帯では、IMT の地上系が既に展開されている又は展開が検討されていること。
b)　1980-2010MHz 及び 2170-2200MHz の周波数帯では、地上系及び衛星系両方の IMT が既に展開されている又は展開が検討されていること。
c)　1980-2010MHz 及び 2170-2200MHz の周波数帯で、IMT の衛星系が第 5.388 号で特定されている周波数帯において IMT の地上系と同時に利用可能であることが、IMT の総体的な実現性と魅力を高めるであろうこと。
以下に更に留意し、
a)　適切なガードバンドその他の低減技術の使用が、地上系 IMT と衛星系 IMT の共存及び両立性確保のために適用されない限り、独立した衛星系 IMT 及び地上系 IMT の同一業務区域、同一周波数での展開は可能ではないこと。
b)　衛星系 IMT 及び地上系 IMT が、1980-2010MHz 及び 2170-2200MHz の周波数帯で地理的に隣接する地域に展開されるときは、有害な混信を避けるために技術上又は運用上の措置を執る必要がある可能性があり、この点については、ITU-R によるさらなる研究が求められること。
c)　衛星系 IMT と地上系 IMT の間の混信の可能性の扱いには幾つかの困難が生じていること。
d)　ITU-R 報告 M.2041 が、地上系 IMT-2000 と衛星系 IMT-2000 の間の 2.5GHz 帯における共用及び隣接帯域での両立性を扱っていること。
以下を決議し、
IMT を導入する主管庁は:
a)　システム開発に利用できる必要な周波数を用意すべきこと。
b)　IMT を導入する場合には、当該周波数を利用すべきこと。
c)　ITU-R 及び ITU-T の勧告で特定されている関連の国際的な技術特性を使用すべきこと。
以下を ITU-R に要請し、
特に、独立した衛星系 IMT 及び地上系 IMT の展開のために、異なる国々が移動業務と移動衛星業務で周波数共用している 1980-2010MHz 及び 2170-2200MHz の周波数帯において、地上系 IMT(移動業務による。)と衛星系 IMT(移動業務及び移動衛星業務による。)の共存及び両立性を確保するために、並びに衛星系 IMT と地上系 IMT 両方の導入を促進するために、考えられる技術上及び運用上の措置を研究すること。
以下を主管庁に奨励し、
1　IMT を導入する際には、当該周波数帯で現在運用している他の業務との適応について、十分な考慮を行うこと。
2　前述の ITU-R への要請事項に従い、ITU-R の研究に積極的に参加すること。
以下を無線通信局長に指示し、
WRC-19 までに検討を行うために、前述の ITU-R への要請事項に示した ITU-R の研究結果を無線通信局長報告に含めること。
以下を更にITU-Rに要請する。
世界中での利用とローミングが容易になり、IMTが開発途上国及び郊外地域の電気通信需要にも対応できる、適切かつ受入可能なIMTの技術特性を開発することを目指した研究を継続すること。

改　決議第223（WRC-15、改）　International Mobile Telecommunications に特定された追加周波数帯

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、
以下を考慮し、
a)　IMT-2000及びIMT-Advancedを含むInternational Mobile Telecommunications(IMT)が、世界的な移動通信のITUの展望であること。
b)　IMTシステムが、場所、ネットワーク又は使用端末に関わらず、世界規模で電気通信サービスを提供すること。
c)　IMTが、固定電気通信網（例えばPSTN/ISDN、高速インターネット接続）により支えられている広範な通信サービス及びモバイルユーザに特化したその他のサービスに対して通信を提供すること。
d)　IMTの技術的特性が、IMTの地上無線インタフェースの詳細仕様を規定するITU-R勧告M.1457及びM.2012を含む無線通信部門(ITU-R)の勧告並びに電気通信標準化部門(ITU-T)の勧告に規定されていること。
e)　IMTの発展が、ITU-R内で研究されていること。
f)　WRC-2000におけるIMT-2000の周波数要求の見直しが、3GHz以下の周波数帯に集中したこと。
g)　WARC-92では、第5.388号において、また、決議第212(WRC-15、改)の規定に従い、IMT-2000の衛星系に対する1980-2010MHz及び2170-2200MHzの周波数帯を含む1885-2025MHz及び2110-2200MHzの周波数帯の230MHzのスペクトルがIMT-2000用に特定されたこと。
h)　WARC-92以来、広帯域のマルチメディア機能に対する需要の増大を含む移動通信の成長が顕著であること。
i)　IMTに特定された周波数帯は、現在、移動システム又は他の無線通信業務のアプリケーションで使われていること。
j)　ITU-R勧告M.1308が既存の移動通信システムのIMT-2000への進化を取り扱っており、ITU-R勧告M.1645がIMTシステムの進化を扱い、将来の発展を図示していること。
k)　グローバルなローミングを可能にし、規模の経済を生かすためには、世界的に調和の取れたIMTの周波数帯が望ましいこと。
l)　1710-1885MHz、2500-2690MHz及び3300-3400MHzの周波数帯は、無線通信規則の関連する規定に基づいて、様々な業務に分配されていること。
m)　2300-2400MHzの周波数帯は、ITUの３つの地域において、他の業務とともに一次的基礎で移動業務に分配されていること。
n)　2300-2400MHzの周波数帯又はその一部が、幾つかの主管庁では、無線通信規則の関連する規定に基づいて、遠隔計測のための航空移動業務を含む他の業務のために広く使用されていること。
o)　IMTが、幾つかの国々では、1710-1885MHz、2300-2400MHz及び2500-2690MHzの各周波数帯において、既に展開されているか展開が検討されており、機器も入手可能になっていること。
p)　1710-1885MHz、2300-2400MHz及び2500-2690MHzの各周波数帯又はその一部が、IMTの導入を望む主管庁に使用されるものとして特定されていること。
q)　技術の進歩及び利用者の需要が、技術革新を促し、消費者への高度な通信アプリケーションの提供を加速させるであろうこと。
r)　技術の変化は、IMTを含む通信アプリケーションの更なる発展をもたらす可能性があること。
s)　将来のアプリケーションを支えるためには、スペクトルが適時に利用できるようになっていることが重要であること。
t)　IMTシステムは、より大きな帯域幅を必要とする可能性のある増加した最大データレート及び容量を提供すると予想されていること。
u)　ITU-Rの研究がIMTの将来のサービスを実現し、利用者の要求及び通信網の展開に対応す